

別紙-4 監視計画

1. 全般

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画は、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」（平成17年環境省告示第96号）に則り検討した。その内容は以下に示すとおりである。

2. 監視の項目

監視の項目は以下に掲げる項目とする。

- (1) 海洋投入処分の実績に関する事項について
 - ① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について
 - ② 廃棄物の判定基準への適合状況について
- (2) 海域の状況について

3. 監視の方法

(1) 海洋投入処分の実績に関する事項

監視の方法を表2に示す。

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量

排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する。

② 廃棄物の判定基準への適合状況

単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。監視報告書には、申請時の内容に従って浚渫等を実施したことを示すため、判定基準への適合状況の確認を行った点及びその単位期間の浚渫範囲を図示する。なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。

(2) 海域の状況

海域の状況に関する事項の監視項目と主な監視方法は表1に示すとおりである。

海域の状況については、事前評価において現況の把握を行った調査項目に関し、把握した現況からの変化が生じているか否かについて、海洋投入処分中の海域の濁りの目視確認及び調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集・整理により把握する。また、東京都島しょ農林水産センター等への意見聴取を行い、海域の状況に変化がないことを確認する。

ただし、現況を把握する際に用いた資料については、監視調査の実施時期における更新情報の確認が難しいと考えられることから、直接的な環境変化が想定される水環境、海底環境については現地調査により試料を採取・分析して状況の把握を行う。

表1 海域の状況に関する事項の監視項目及び主な監視方法

監視項目		主な監視方法
水環境	海水の濁り (濁度とSS濃度)	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋投入処分中の海域の濁りの目視確認 ・現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集・整理 ・現地調査による試料の採取・分析
	有害物質等による海水の汚れ	
海底環境	底質の有機物質の量	<ul style="list-style-type: none"> ・現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集・整理 ・現地調査による試料の採取・分析
	有害物質等による底質の汚れ	
生態系	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	<ul style="list-style-type: none"> ・現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集・整理 ・東京都島しょ農林水産センター等への意見聴取
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育・生息にとって重要な海域の状態	
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態	
人と海洋との関わり	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集・整理 ・東京都島しょ農林水産センター等への意見聴取
	海域公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域の利用状況	
	漁場の利用状況	
	沿岸における主要な航路の利用状況	
	海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況	

4. 監視の頻度

(1) 海洋投入処分の実績に関する事項

監視の頻度を表2に示す。

① 海洋投入処分をした廃棄物の数量について

単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数量を「3. 監視の方法(1)①」に定めるところにより確認する。

② 廃棄物の判定基準への適合状況について

海洋投入処分実施前に、「3. 監視の方法(1)②」に定めるところにより確認する。また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合には、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

表2 海洋投入処分の実績に関する事項の監視の方法と頻度

監視項目	監視の方法	監視の頻度
① 海洋投入処分をした廃棄物の数量	排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する。	単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数量を「3. 監視の方法(1)①」に定めるところにより確認する。
② 廃棄物の判定基準への適合状況について	単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認することとする。なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入処分を実施する。	海洋投入処分実施前に、「3. 監視の方法(1)②」に定めるところにより確認する。また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場合には、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

(2) 海域の状況

海域の状況の監視の頻度は表3に示すとおりである。許可の有効期間内において、海域の状況を「3. 監視の方法(2)」に定めるところにより確認し、第3年次（中間年）及び第5年次（最終年）の2回実施する。

表3 海域の状況の監視の頻度

監視項目	監視の頻度
海域の状況	第3年次（中間年）
	第5年次（最終年）

なお、監視を実施した後、その結果を遅滞なく環境大臣へ報告する。特に、判定基準の適合状況の監視結果については、監視を実施した時は、その都度、速やかに報告する。

影響想定海域において、新規に海底ケーブルの敷設があったなど、状況に変化があった場合、海域に与える影響について改めて調査する。